

平成26年 5月16日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける平成26年9月30日時点で「51歳から59歳まで」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月30日（火）までに定年(60歳)に達する職員
- (4) 平成26年5月19日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年5月19日（月）から平成26年7月18日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

平成26年5月19日（月）午前9時30分から

平成26年7月18日（金）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年6月2日（月）から平成26年9月30日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保す

るために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成26年9月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長

警電：

加入：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長(早期退職募集関係)

(別添 2)

平成26年10月31日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける平成27年3月31日時点で「51歳から59歳まで」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月10日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月10日（月）から平成27年1月9日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

平成26年11月10日（月）午前9時30分から

平成27年1月9日（金）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年12月15日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長

警電：

加入：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長(早期退職募集関係)

平成26年12月25日
警 察 庁 長 官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関に勤務する技官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表の適用を受ける職員であって平成27年1月31日時点で「59歳」のもの。

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年1月31日（土）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月25日（木）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月25日（木）から平成27年1月20日（火）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月25日（木）午前9時30分から

平成27年1月20日（火）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対したただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年1月14日（水）から平成27年1月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること（郵送の

場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)

(2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 上記通知書は平成27年1月末日までに交付する予定。

※ 不認定となる場合は以下のとおり。

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁情報通信局情報通信企画課長

警電：

加入：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁情報通信局情報通信企画課長(早期退職募集関係)

平成26年 5 月22日
国 家 公 安 委 員 会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

埼玉県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）8級以上の適用を受ける職員で平成26年8月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月25日（木）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年6月12日（木）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月12日（木）から平成26年7月11日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年6月12日（木）午前8時30分から

平成26年7月11日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月25日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成26年 9 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

埼玉県警察本部警務部警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

330-8533

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

埼玉県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年 5 月22日
国 家 公 安 委 員 会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

神奈川県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）8級以上の適用を受ける職員で平成26年8月31日時点で「59歳」のもの。

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月12日（金）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年6月16日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月16日（月）から平成26年7月18日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年6月16日（月）午前8時30分から

平成26年7月18日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年8月25日（月）から平成26年9月12日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成26年 9 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

神奈川県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

加入：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

231-8403

神奈川県横浜市中区海岸通 2 丁目 4 番地

神奈川県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年 5 月22日
国 家 公 安 委 員 会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

千葉県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成26年9月30日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月30日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年6月16日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年6月16日（月）から平成26年7月18日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年6月16日（月）午前8時30分から

平成26年7月18日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成26年 8 月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

千葉県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

260-8668

千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号

千葉県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月18日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警視庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年1月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月6日（金）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月15日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月15日（月）から平成27年1月15日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

5名程度

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月15日（月）午前9時00分から

平成27年1月15日（木）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月2日（月）から平成27年3月6日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年 2 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警視庁警務部理事官(人事担当) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)

(郵送宛先)

100-8929

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号

警視庁警務部理事官(人事担当)(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

岩手県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月8日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日（月）から平成27年1月7日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月8日（月）午前9時00分から

平成27年1月7日（水）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年 3 月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 5 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

岩手県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

020-8540

岩手県盛岡市内丸 8 番 10 号

岩手県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

千葉県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年1月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年2月27日（金）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月17日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月17日（月）から平成26年12月16日（火）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年11月17日（月）午前8時30分から

平成26年12月16日（火）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月2日（月）から平成27年2月27日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年 2 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時00分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

千葉県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

260-8668

千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号

千葉県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

神奈川県警察で採用され、現に神奈川県警察、警察庁及び附属・地方機関に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）8級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月15日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月15日（月）から平成27年1月16日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月15日（月）午前8時30分から

平成27年1月16日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

神奈川県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

231-8403

神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番地

神奈川県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

岐阜県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月17日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月17日（月）から平成26年12月12日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間

平成26年11月17日（月）午前8時30分から

平成26年12月12日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月1日（日）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

岐阜県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒500-8501

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

愛知県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月1日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月1日（月）から平成26年12月26日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月1日（月）午前9時00分から

平成26年12月26日（金）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

愛知県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

460-8502

名古屋市中区三の丸2丁目1番1号

愛知県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

三重県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月15日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月15日（月）から平成27年1月16日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月15日（月）午前8時30分から

平成27年1月16日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

三重県警察本部警務部首席参事官警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

5 1 4 - 8 5 1 4

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

大阪府警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月1日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月1日（月）から平成26年12月22日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約3週間）

平成26年12月1日（月）午前9時00分から

平成26年12月22日（月）午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月16日（月）から平成27年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに大阪府警察総合情報管理システムの端末装置により送信する電子メール(以下「大阪府警察電子メール」という。)、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに大阪府警察電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

大阪府警察本部警務部参事官(警務課長) ■

警電: ■

代表: ■

(メールアドレス)

■

(郵送宛先)

540-8540

大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番11号

大阪府警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

奈良県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月1日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月1日（月）から平成26年12月26日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月1日（月）午前8時30分から

平成26年12月26日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月12日（木）から平成27年3月20日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年2月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

奈良県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

630-8578

奈良県奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

広島県警察に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月27日時点で「59歳」の者

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月27日（金）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月8日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日（月）から平成27年1月16日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月8日（月）午前8時30分から

平成27年1月16日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月27日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年3月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

広島県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

730-8507

広島県広島市中区基町9番42号

広島県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

山口県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で、平成27年3月25日時点で「59歳」のもの。

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月25日（水）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月8日（月）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日（月）から平成27年1月9日（金）までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間

平成26年12月8日（月）午前8時30分から
平成27年1月9日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対し、ただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月23日（月）から平成27年3月25日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は、平成27年3月上旬までに交付する予定
 - ※ 不認定となる場合は、以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること。

6 本件に関する受付担当及び相談先

山口県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

電話：

(メールアドレス)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

香川県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年2月27日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年2月27日（金）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月17日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月17日（月）から平成26年12月12日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年11月17日（月）午前8時30分から

平成26年12月12日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年1月26日（月）から平成27年2月27日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年1月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

香川県警察本部警務部参事官兼人事課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

760-8579

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部警務部人事課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

愛媛県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で平成27年3月31日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月8日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年12月8日（月）から平成27年1月7日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年12月8日（月）午前8時30分から

平成27年1月7日（水）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月2日（月）から平成27年2月27日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年2月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後5時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

愛媛県警察本部警務部参事官(警務課長事務取扱) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)

[REDACTED]

(郵送宛先)

790-8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

平成26年11月12日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

宮崎県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で、平成27年3月31日時点で59歳のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日（火）までに定年に達する職員
- (4) 平成26年11月17日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月17日（月）から平成26年12月19日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年11月17日（月）午前8時30分から

平成26年12月19日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

平成27年2月9日（月）から平成27年3月13日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効)。
- (2) 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は平成27年2月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

宮崎警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

880-8509

宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号

宮崎県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)